

「博士学位申請論文要旨」

論文名：多言語国家スリランカにおける言語問題

---独立後のスリランカにおける言語政策とその社会的、政治的関連性---

The Language Problem in Multilingual State of Sri Lanka:

--The Language Policy in Post-Independent Sri Lanka with Social and Political Relationship --

学籍番号：- LD9915

氏名：チャンダラセーカラ・ディサーナーヤカ・ヘーラト・ムディヤンセーラーゲ・ペレマラタナ
Chandrasekera Dissanayake Herath Mudiyanselage Premaratna

2004年2月

一橋大学 大学院言語社会研究科
Graduate School of Language and Society Hitotsubashi University

はじめに

本研究は、独立後のスリランカの言語政策の進展を扱ったものである。当初の「シンハラ語・タミル語の二言語公用語政策」が「シンハラ語だけの公用語政策」に変えられ、タミル語が公用語として1987年まで認められなかった理由を、歴史にそって社会言語学の観点から明らかにすることで、独立後に行われた言語政策の理念と、その政策の成功と失敗を分析することがこの論文の目的である。

独立前の言語政策について

スリランカは、16世紀からポルトガル（1505年～1656年）、オランダ（1656年～1796年）、イギリス（1796年～1948年）による植民地支配をうけてきたが、その植民地支配者の言語がそれぞれの時期の行政及び教育の使用言語となった。ポルトガル時代ではポルトガル語、オランダ時代ではオランダ語、イギリス時代では英語が公用語となっていたため、大多数を占めるシンハラ人とタミル人の言語は公的な場では使用されなくなった。このことは、シンハラ語・タミル語の両言語話者に公的にも教育の面でも不利な状況をもたらした。

1832年、イギリスの植民地支配下において、行政及び教育の使用言語が公的に「英語」と規定されたが、このことは国内に大きな混乱を引き起こした。英語を話せない多数の人々は、法廷、警察などで英語が使用されていたため、シンハラ語やタミル語の翻訳者・通訳者を必要としていたが、翻訳者・通訳者の英語の能力が、不十分であったことで、「誤った」翻訳や通訳がなされることも多くあった。

教育の面でも英語を媒介語とする教育制度となり、英語で教育を受けた人々は、社会的、経済的、政治的な特権をもつ、エリート層を形成した。19世紀の後半になりシンハラ語とタミル語の学校が開設されたが、それも初等教育までで、高等教育機関は設けられなかった。また、シンハラ語とタミル語で初等教育を受けても行政職に就くことはできなかった。このような状況は英語のできる特権階層を生みだし、僧侶・アーユルベーダ医

(伝統医)・シンハラ語とタミル語の学校教師・農民など、シンハラ語とタミル語話者の権利が軽んじられることになった。

このような状況の中、植民地支配の言語政策の改革と、失われていた言語の復活を目指して「スワバーシャ運動」と「ヘラ運動」が起こった。前者は、学校教育における使用言語を英語からシンハラ語とタミル語に変えることを要求する運動であり、それは最初に北部のタミル人地域で生まれ、次に南部のシンハラ人地域にも広がっていった。後者は純粋なシンハラ語を復活させようとする運動で、議会でシンハラ語を使用しない政治家に対しても強い反発を示した。

言語運動の影響を受けていた政治家は、植民地支配下の言語政策の改革を目指し、次々と動議を「国家参事会」(State Council)に提出した。1932年、英語以外に「シンハラ語とタミル語も国家参事会の使用言語とする」という動議、その後シンハラ語とタミル語を、「行政の使用言語」(1932年)、「法廷の使用言語」(1935年)、「警察調書の使用言語」(1939年)として規定するよう動議が提出されたが、いずれも達成されることはなかった。

1943年、それまでの「シンハラ語とタミル語を公用語に」という動議は、突然「英語の代わりにシンハラ語のみを公用語とする」という動議に変えられて国家参事会に提出されたが、タミル人政治家が反対したため、1944年に「シンハラ語・タミル語二言語公用語」という動議に変えられた。

その後1945年に国家参事会特別委員会が設置され、両言語を公用語にするために必要な政策が作成された。この政策によってシンハラ語とタミル語は、1947年に教育の段階にまず度入され、1957年1月1日からは英語の代わりに両言語が公用語とされることが提案された。

独立後言語問題：前半の言語政策（1948年～1956年まで）

独立後1951年に「公用語委員会」が設置された。この委員会は3年間かけて、両言語を行政の場で使用するために必要な計画を作成した。さらに、1953年に「高等教育委員

会」が設置され、両言語を高等教育の使用言語にするための計画が作成された。公用語委員会が作成した公用語政策を実施するために「公用語局」（1954年）と、高等教育委員会によって作成された計画を実行するために「スワバーシャ局」（1955年）が設置された。これらの局は様々な分野で両言語を使用するために、必要な辞書の作成、特に公務員として必要なタイピストの養成、速記者の訓練、言語能力試験などを行った。

しかし、両言語を行政及び高等教育の場で使用するための報告を提出したウィジェワルダナの見解は、一つの言語を行政及び高等教育の使用言語にするべきであるというものであった。それが、独立後の言語問題の前兆となったのである。

独立後の言語問題：言語政策と社会や政治との関連性（1956年～）

政策は、その社会を統治する政府、またはエリートによって主導されるが、それらの政策に政策者のイデオロギー、またその社会的状況などが影響する。言語政策はいずれも政治政策であり、政策の法案化、規定、及び実施に関してもその政策者の思想が反映される。また、政権を獲得するため政策者をサポートした支持者たちのイデオロギー、アイデンティティの影響を受けることも事実である。

独立後のスリランカの言語政策に関する様々な問題の中に、シンハラ人とタミル人の間にある異なったマイノリティ意識がその一つにあげられる。タミル人は、スリランカにおいて、言語面、民族面でマイノリティであり、逆にシンハラ人は言語面、民族面でマジョリティにあたる。しかし、シンハラ人はスリランカだけに居住し、インドなどの他の国々にも広く居住しているタミル人と比較する場合、彼らはマイノリティとなる。独立以前からシンハラ人政治家、学者の間では、インドのタミルナドゥ州などに住んでいる多数のタミル人のことが意識され、マジョリティでありながらもマイノリティ意識がもたれている。また、南インドのドラヴィダ系民族がスリランカに侵入ししたという歴史書の記録も、その背景となっている。シンハラ人のこのマイノリティ意識は民族イデオロギーであり、「内外マイノリティ意識」あるいは、マジョリティ・マイノリティ意識として、独立後の言語問題に影響していたと思われる。

一方、スリランカにおいてマイノリティであるタミル人は、シンハラ語、仏教などのシンハラ文化によってタミル語、タミル文化が同化されるという恐れをいだき、イギリス植民地支配下の憲法改革で「国会議員の定数を各々が50%となるような憲法改定」を提案した。しかし、イギリス植民地支配下で彼らの提案は無視された。また、「タミル語州」をもち、シンハラ語話者から隔離されない限り、シンハラ語、シンハラ文化に同化されてしまうという恐れを、独立後もタミル語話者が抱きつづけることになった。逆に、それはマイノリティ意識を持つシンハラ人を驚かせたものでもあった。

このような両者の異なったマイノリティ問題は、スリランカの言語政策を左右するものとなり、1956年の「唯一公用語政策」に影響を与えた。

スリランカに対するアイデンティティ問題についても異なった議論があり、両者共にそれぞれの権利を主張していた。言語運動者（ヘラ運動）はスリランカが自分達の国であると述べ、シンハラ語、シンハラ文化を守るのが自分たちの役割であり、他の民族を「よそ者」とみなしていた。また、歴史書などに以前書かれていたイデオロギー的な「アーリヤ・シンハラ（シンハラ人はアーリアンである」というアイデンティティと「シンハラディパ（シンハラ人の国）」、「ダンマディパ（仏教国という）」といったものもシンハラ人のアイデンティティに強く影響をおよぼしていた。

タミル人も自分たちがスリランカの原初の住民であると主張し、シンハラ人はタミル人から分かれた民族であると考えていた。この両者のアイデンティティ意義も言語政策に強い影響を及ぼしていたのである。

シンハラ人政治家とタミル人政治家はそれぞれの民族による政党を持ち、それらの政党もまた、さらに分かれていた。マジョリティのシンハラ人政治家は、選挙が近づくとシンハラ人の票だけで政権につくのは不可能であると考えていた。そのため、マイノリティの票も獲得するための様々な公約を考えなければならなかった。

両言語を公用語にするための準備がなされている間に、当時政権に就いていた「統一国民党」は、シンハラ人と共にタミル人にも「平等の地位」（Parity of Status）を与えると公約した。一方で、タミル人政党の「連邦党」は「タミル語話者のためのタミル語州」

の設置を主張していた。これに対し、「平等政策」に反対する運動がシンハラ人側から行われ、 「シンハラ語のみを公用語とするべき」という声がシンハラ人の多く住む都市と地方で広がっていった。この声に押され、「統一国民党」は、「平等政策」の公約をひるがえし、1956年の選挙をむかえるとその公約を「シンハラ語のみを公用語」に変えた。シンハラ人のもう一つの連合党であった「人民統一戦線」は、自分達が政権に就いたら「24時間以内にシンハラ語のみを公用語にする」と公約した。これにより選挙の結果統一国民党に勝ち、政権に就いた「人民統一戦線」は、1956年7月7日に「シンハラ語は、セイロンにおける唯一の公用語である」と制定した。また、当時のインドでもヒンディー語がインド連邦の公用語として認められ、実施するための必要な活動を行っていたところであった。

この言語政策は法案が国会に提出された時点からタミル人の反対運動にあっていった。

「シンハラ語唯一公用語政策」によってもたらされた言語問題は、民族問題が起こる原因にもなった。そのため、それを解決するためにシンハラ人とタミル人政治家の間で協定が結ばれた。この協定は、言語問題とタミル語話者が多く住む北東地域の自治権に関する問題を扱ったものであった。また、このように独立後に行われた協定及び言語政策の変更は、以下のものである。

(1) 1957年、「バンダーラナーヤカ・チェルヴァナーヤガニ協定」

(「人民統一戦線」の党首S.W.R.D.バンダーラナーヤカ（当時首相）と「連邦党」の党首チェルヴァナーヤガンとの交渉による)

その結果：1958年、「タミル語特別法」が定められた。

それによって、タミル語が北部と東部地方の行政使用言語となった。

(2) 1961年、「法廷の使用言語法」（シンハラ語）

(シリマーオ・バンダラナーヤカ政権の下での規定)

(英語に代わりにシンハラ語が法廷の使用言語とされた)

無視された言語： タミル語

(タミル語は法廷の使用言語として規定されなかった)

(3) 1966年、「ダドリイ・セナーナーヤカ・チャルワナーヤガン協定」
(連邦党の党首チャルワナーヤガンと「統一国民党」の党首ダドリイ・セナーナーヤカ (Dudley Senanayake) の間でむすばれた協定)

その結果：「タミル語特別法に関する規定」
(それまでにタミル語特別法が制定されていたが、規定が出されていなかった。この規定によりタミル語は北東地域の行政言語となった。)

(4) 1972年：「新憲法が制定された」(公用語シンハラ語)
(シリマーオ・バンダラナーヤカ政権の下で採択)
(憲法上1956年の「シンハラ語唯一公用語政策」が認められた。)

北東地域の行政言語：タミル語 (公用語シンハラ語と共に)

(5) 1973年、「法廷の使用言語特別規定」
(シリマーオ・バンダラナーヤカ政権の下で決定)
(タミル語は北東地域の法廷使用言語として認められた。
全国の法廷の言語はシンハラ語)

協定の結果としてタミル語は北部と東部地域の使用言語とはなったが、タミル人の「自治権」は与えられず、しかも野党側のシンハラ人政党はこれらの協定に反対を取っていた。こうしたなかで、スリランカのタミル人政治家と南インドのタミル人政治家の関係がしだいに強くなっていた。

70年代の後半に入るとタミル人の青年層集団が「分離独立運動」を起こし、分裂していたタミル人政党も統一され、「分離独立したタミル人国家」を目指す運動が発展していった。それによって、それまでの言語政策に変化の兆しが見え始めた。

(6) 1978年、「新憲法が作成」（ジャヤワルダナ政権の下で採択）

言語政策：- 公用語（Official Language）シンハラ語

「スリランカの公用語はシンハラ語である」

（それまでの「唯一」という言葉が削除され）

国民言語（National Language）シンハラ語、タミル語

「スリランカの国民言語はシンハラ語とタミル語である」

（「国民言語」という用語が新たに加えた。）

この憲法で、タミル語は「公用語」として定められなかった。タミル人による分離独立運動も増長し、スリランカの民族問題にインドが直接関与し始めた。その結果、1987年にジャヤワルダナ大統領はインドのラジブ・ガンディー首相と「インド・スリランカ協定」を締結した。

(7) インド・スリランカ協定による言語政策提案

公用語：シンハラ語・タミル語・英語

協定の結果：1978年の憲法に関して、憲法修正第13号が提出採択される。これにより言語問題及び民族問題を解決するための言語政策の改革と自治権を与えるため「州議会」を設置することが決まった。

(8) 憲法修正13号による言語政策（ジャヤワルダナ政権の下）

公用語 : シンハラ語とタミル語

国民言語 : シンハラ語、タミル語

リンク・ランゲージ : 英語

インド・スリランカ協定において英語も公用語として提案されたが、修正上では、リンク・ランゲージとなっている。インドにおいて英語は公用語であり、異なった言語を公用語としている州の間コミュニケーション言語としての役割はいたしている。スリランカに

おいてはリンク・ランゲージとして定められても、英語は事実上字の公用語であると解釈することができる。

(9) 1988年にも憲法修正案が出され、シンハラ語とタミル語は、全国の議会、行政、立法及び法廷の使用言語として定められた。特にタミル語は北部と東部地域の公的な場での使用言語として規定され、その他の地域の公的な場での使用言語はシンハラ語と規定されることとなった。

「シンハラ語唯一公用語政策」からシンハラ語とタミル語が共に公用語として認められるのに32年もかかっており、独立以前と比べると、言語政策者はなかなかタミル語を公用語として採用しようとしなかった。また、1987年にタミル語公用語として採択した後もシンハラ語は上位の公用語であるような政策を作成している。

問題解決にあまりにも時間がかかりすぎ、それによって言語問題は他の問題を引き起した。現在も、民族問題が解決されないまま、タミル側の中心組織「タミル・イーラム解放の虎」と政府との間で和平交渉が続けられている。

言語政策の実施（1956年～1978年）

1956年の言語政策の規定により、シンハラ語の公用語政策は1961年から全国で実施される始めた。しかし、1958年に北東地域の行政言語であるべきタミル語に関する規定がなっかたため英語は、その地域の行政言語として残された。一方、連邦党は北東地域のタミル人公務員に対して行政における「シンハラ語の使用禁止」を呼びかけていた。

1961年の規定によりシンハラ語が、加えて1973年の規定によりタミル語が法廷の使用言語として規定されていたが、結局協定では英語が使用され続けた。まだ、法律も、シンハラ語で作成された法律をタミル語と英語に翻訳するよう規定されていたが、実際は、英語で作成されたものがシンハラ語とタミル語に翻訳されていた。

1966年の規定により、タミル語は北東地域の行政言語として使用されるようになったが、英語が使用されることには変わりがなかった。

一方、1945年から初等教育の使用言語はシンハラ語とタミル語となり、初・中等教育でこれら2つの言語が使用されていた。1958年からは高等教育機関での使用言語にもなったが、医学、工学、科学などの科目では教授言語が英語のままであった。

言語政策の実施（1978年～）

これらの状況は、1978年の新憲法と、その1987年・1988年の修正により複雑になった。シンハラ語とタミル語は公用語として全国の行政の使用言語となったからである。さらに、英語もリンク・ランゲージとして行政の使用言語とされ、今まで行政の場で多く使用されてきた英語が、続けて使用できるようになる法的な根拠ができた。現在、立法、法廷、行政における使用言語はシンハラ語、タミル語、英語となっている。

国会議会、地方議会の使用言語はシンハラ語とタミル語となっているが、実際は英語も使用されている。現在の言語政策を実施するため、公用語局と公用語委員会が設置され、語学センターも開設されてはいる。しかし、公用語委員会においてもシンハラ語とタミル語の翻訳者、シンハラ語と英語の翻訳者などが不十分であると委員長が述べているなど、問題は多く存在する。

1978年の憲法によって教育の使用言語はシンハラ語、タミル語と規定されたが、高等教育に関しては、これら以外の言語の使用も認められていた。今まで医学、工学、科学などの使用言語が英語のままであり続けてきたことは、この規定によって、法的な問題とはならなかったからである。さらに、1997年に教育改革が行われ、シンハラ語、タミル語、英語は教育上「ナショナル・ランゲージ」として、小学1年生から教えられることができるようになった。さらに、1999年から実施されている1997年の教育政策により、母語と共に英語はどの民族においても必修科目となり、シンハラ語とタミル語は第二言語となっている。

しかし、上記の言語政策とその実際の状況を比較すると両者は一致しない。特にここで問題になるのは政策立案者と実際にそれを実行する者の間で行うものでは言語に対するイデオロギーに大きな差異があることである。

それは、独立後も植民地の官僚制度がそのままの形で維持されたからであり、ほとんどの官僚は英語教育を受けており、自分達の利益を保持するように立案された計画を歪めて実行するからである。

独立後の言語政策立案者は、マジョリティ側に属するものであり、同じく彼ら自身にはマイノリティ意識などのイデオロギーが存在している。また、彼らはサポートする多数派のイデオロギーの影響も受けている。それが独立後の言語政策の変策に反映され、タミル語を公用語として認めず、シンハラ語だけを公用語として堅持しようとする政策になっているものとしてとらえられる。

政策とその実施が異なっていることに関しては、政策立案者がサポート側の影響を受けても、実施側が自分達の言語イデオロギーに基づいて別の形で実行することが大きな原因となっている。

そして、スリランカは、イギリスの植民地から独立した後も英語に公的な地位を与えた国家として例外とはならなかった。しかし、それは、その国家の異なる言語話者の言語問題を解決するため言語と言語の間をむすぶ「リンク・ランゲージ」という意味で残されたのではなく、官僚の利益を守るための「コミュニケーション言語」として残されたことは明らかである。